

教育委員会に請願を提出される方へ

教育委員会に請願を提出される場合の手続きについてご案内します。

請願の出し方について

請願は、文書で行ってください。

請願書には、(1) 提出年月日、(2) 請願者の住所及び氏名（署名または記名押印）、(3) 請願の趣旨、(4) 請願の理由を記入してください。

請願の提出及び審査について

教育委員会会議の開催される日の土・日・祝日・年末年始を除く5日前の午後5時までに提出された請願は、直近の教育委員会会議において審査され、採択又は不採択の決定を行います。

請願を提出された方には、採択・不採択にかかわらず、書面にて結果をご本人にお知らせします。

意見陳述について

請願者本人の希望により、請願を提出するに至った経緯や考えを、教育委員会会議で陳述することができます。

ただし、請願書に記載されていない内容について陳述することはできません。

また、請願書に記載のない内容について、教育委員会は審議・回答いたしません。

陳述の際、請願者は教育委員に質疑はできません。

意見陳述の時間は請願1件につき10分以内とします。あらかじめご承知おきください。

意見陳述をされる方へのお願い

教育委員会会議で意見陳述をされる方は、会議の当日、開会10分前までに相良庁舎4階にお越しください。

教育委員会会議は相良庁舎4階の会議室で行います。会場では教育長及び職員の指示に従って行動してください。

※ 会場は変更になる場合がありますのでご確認ください。

請願書の提出先

教育委員会 教育文化部 教育総務課 (牧之原市相良 275 相良庁舎 3階)

電話番号 53-2642